

## 4 障害者の地域生活における基盤整備の推進について



## (1) 障害者総合福祉推進事業の拡充について(案)

平成30年度予算案400,000千円(平成29年度予算額54,919千円)

- 障害者総合福祉推進事業は、障害者施策全般にわたり解決すべき課題について、現地調査等による実態把握や試行的取組を通じた提言を行うことを目的とした事業である。
- 法改正や障害者施策を効果的・効率的に推進していくためには、現状と課題を科学的に検証・分析しその結果を政策に反映させていくことや、自治体等の先駆的な取組や好事例を発掘し横展開していくこと等が重要であるが、平成30年度はそうした研究や事業への補助を拡充することにより、障害保健福祉サービスの一層の充実や制度基盤の強化を図ることとしている。

補助率：定額 10 / 10

補助上限：1件あたり2千万円以内

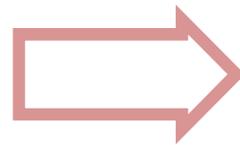
事業主体：地方公共団体、社会福祉法人、NPO法人、社団法人、財団法人その他の法人

### 事業拡充のポイント

- 公募課題に障害者総合支援法等の改正効果の検証及び長期的課題の解決に向けた重要課題を加えるとともに、補助額を引き上げること等により科学的な検証・分析を強化する。

#### 平成29年度まで

- (1) 補助額は1課題あたり  
1百万円～4百万円程度
- (2) 正規職員の人件費は補助対象外



#### 平成30年度

- (1) 補助上限額を1課題あたり  
**2千万円以内**とする
- (2) 正規職員の人件費も**補助対象**  
とする

※平成30年2月中に公募を実施する予定である。

## (2)地域生活支援事業等について

- 地域生活支援事業費等補助金については、別添の見直しを行い、以下の通り予算案を計上している。
  - ・ 地域生活支援事業（平成30年度予算案451億円）  
地域の特性や利用者の状況に応じ、効率化・重点化を図りつつ事業の着実な実施を図る。
  - ・ 地域生活支援促進事業（平成30年度予算案42億円）  
国として促進すべき事業について、「地域生活支援促進事業」として位置づけ、5割等の補助率を確保し質の高い事業実施を図る。
  
- 都道府県におかれては、管内市町村に対して必要な周知・助言を行うなど、特段のご配慮をお願いしたい。

※ 3月開催予定の「障害保健福祉関係主管課長会議」において、地域生活支援事業実施要綱及び地域生活支援促進事業実施要綱（案）を提示予定。

# 地域生活支援事業費等補助金 平成30年度予算案の概要

別添

平成29年度予算

**地域生活支援事業費等補助金 488 億円**

- 地域生活支援事業 454 億円 (50/100以内)
- 地域生活支援促進事業 34 億円 (1/2,定額)



平成30年度予算

**地域生活支援事業費等補助金 493億円**

- 地域生活支援事業 451 億円 (50/100以内)
- 地域生活支援促進事業 42 億円 (1/2,定額)

## 見直し内容

### 地域生活支援事業

#### (1) 新規事業

- ①失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業

#### (2) 事業の拡充

- ①精神障害者地域生活支援広域調整等事業
- ②レクリエーション活動等支援

#### (3) 地域生活支援促進事業への移行

- ①身体障害者補助犬育成促進事業

### 地域生活支援促進事業

#### (1) 地域生活支援事業からの移行

- ①身体障害者補助犬育成促進事業

#### (2) 新規事業

- ①発達障害児者及び家族等支援事業
- ②発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業
- ③精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業
- ④重度訪問介護利用者の大学修学支援事業

#### (3) 事業の拡充

- ①工賃向上計画支援等事業
- ②障害者芸術文化祭・開催事業
- ③障害者就業・生活支援センター事業

### (3) 平成30年度予算案における社会福祉施設等施設整備費について

- 社会福祉施設等施設整備費補助金については、一億総活躍社会の実現に向けて障害児・者が安心して生活できるよう平成30年度当初予算案として72億円を計上するとともに、平成29年度補正予算案において80億円を計上し、計画的に整備を推進することとしている。
- 一方で、会計検査院から施設整備後にサービスの一部を休止したり、利用が低調なものがあるなどの指摘を受けているところである。  
限られた予算を効率的且つ効果的に執行する観点から、平成30年度当初予算案について真に緊急性が高くかつ必要性の高い整備に厳選した協議に努められたい。
- 平成30年度の採択方針や補助採択の基準額（目安）等については、別途詳細を通知する予定である。

#### ■ 国庫補助協議のスケジュール（案）

- 厚生労働本省から地方自治体に対する事前の協議額調査 3月上旬
- 地方厚生（支）局における都道府県、市ヒアリング 4月中
- 国庫補助協議書の地方厚生（支）局への提出 4月下旬

- 地方自治体が策定する整備計画が着実に実施されるよう障害児・者の障害福祉サービス等の基盤整備を図る。  
(補助率：国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/4、設置者1/4)

## 日中活動系サービス等の充実・地域移行の推進

- 障害者の社会参加支援及び地域移行支援を更に推進するため、就労移行支援、就労継続支援事業所等の日中活動系サービス事業所やグループホーム等の整備促進を図る。



## 障害児支援の充実

- 障害児支援の充実を図るため、地域の障害児支援の拠点となる児童発達支援センター等の整備や小規模な形態によるきめ細やかな支援体制の整備を推進する。



## 耐震化・防災対策の推進

- 国土強靱化基本計画を踏まえ、自力避難が困難な障害児・障害者が利用する施設の安全・安心を確保するため、耐震化及びスプリンクラー整備を推進する。



## (4) 障害者の就労支援について

### 障害者優先調達推進法に基づく調達の推進について

#### 【市町村における調達方針の作成状況について】

- 障害者優先調達推進法において、都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、毎年度、物品等の調達に関し、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針(以下「調達方針」という)を作成しなければならないこととされており、調達方針の作成が義務付けられている。
- 全都道府県で調達方針を作成いただいているが、市町村では93.2%(平成28年末時点)の作成率となっており、作成されていない市町村もある。調達方針の作成は法律上の義務であることから、地域に障害者就労施設等がない市町村に対しても、改めて調達方針の作成について周知徹底願いたい。
- 平成29年度の調達方針は、遅くとも平成28年度の出納整理期間が終わる平成29年5月までには作成していただくよう依頼していたが、市町村では70%(平成29年5月末時点)の作成状況となっており、早期作成に協力いただきたい。
- 平成28年度から各都道府県の作成率の公表に加え、各自治体の作成状況も厚生労働省のホームページに公表しているので参考にされたい。

#### 【障害者就労施設等からの調達の促進について】

- 平成28年度の国等における障害者就労施設等からの調達実績は、合計で約171億円であり、平成27年度から約14億円増加する一方で、前年度よりも実績が落ちている自治体も散見される。
- 都道府県等における物品等の調達は、様々な分野で行われることから、障害者就労施設等からの調達の促進を図るためには、福祉部局だけではなく出先機関等も含めた全ての部局において積極的に発注に取り組むことが必要であり、全庁的な調達の促進に取り組むことができるよう、調達推進体制の整備や調達事例の提供などに積極的に取り組んでいただくとともに、管内市町村等に対しても、全庁的な取組が行われるよう周知願いたい。
- なお、各省庁における取組事例や障害者就労施設等での物品及び役務の提供例に加えて、平成28年度から自治体の取組事例も厚生労働省ホームページに掲載しているので、障害者就労施設等からの調達の促進にあたり参考にされたい。
- また、都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、会計年度が終了した後、遅滞なく調達実績の概要を取りまとめ公表することとなっているので、遺漏なきよう取り扱われたい。

# 障害者就労施設等からの調達実績

(平成25年度(法施行後)から平成28年度)

	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		増減 (27' → 28')	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
各府省庁	2,628	5.6億円	4,491	6.38億円	4,878	6.44億円	5,769	8.17億円	891	1.73億円
独立行政法人等	3,062	6.9億円	4,474	8.24億円	5,052	9.96億円	5,819	10.4億円	767	0.44億円
都道府県	14,596	21.4億円	18,368	25.91億円	21,537	26.71億円	23,640	25.16億円	2,103	▲1.55億円
市町村	43,481	86.6億円	57,974	106.05億円	68,613	110.57億円	79,861	123.85億円	11,248	13.28億円
地方独立行政法人	1,150	2.5億円	3,751	4.67億円	2,783	3.55億円	2,001	3.57億円	▲782	0.02億円
合計	64,917	123.0億円	89,058	151.25億円	102,863	157.23億円	117,090	171.15億円	14,227	13.92億円

## 市区町村の調達方針作成状況(平成28年度)

※平成29年3月31日時点

	対象市区町村	作成済み市区町村	未作成市区町村	策定割合
<b>全国計</b>	<b>1,741</b>	<b>1,623</b>	<b>118</b>	<b>93.2%</b>
北海道	179	129	50	72.1%
青森県	40	39	1	97.5%
岩手県	33	29	4	87.9%
宮城県	35	32	3	91.4%
秋田県	25	21	4	84.0%
山形県	35	35	0	100.0%
福島県	59	50	9	84.7%
茨城県	44	44	0	100.0%
栃木県	25	25	0	100.0%
群馬県	35	33	2	94.3%
埼玉県	63	63	0	100.0%
千葉県	54	53	1	98.1%
東京都	62	53	9	85.5%
神奈川県	33	32	1	97.0%
新潟県	30	27	3	90.0%
富山県	15	15	0	100.0%
石川県	19	19	0	100.0%
福井県	17	17	0	100.0%
山梨県	27	27	0	100.0%
長野県	77	77	0	100.0%
岐阜県	42	42	0	100.0%
静岡県	35	35	0	100.0%
愛知県	54	54	0	100.0%

	対象市区町村	作成済み市区町村	未作成市区町村	策定割合
三重県	29	28	1	96.6%
滋賀県	19	17	2	89.5%
京都府	26	26	0	100.0%
大阪府	43	43	0	100.0%
兵庫県	41	38	3	92.7%
奈良県	39	34	5	87.2%
和歌山県	30	30	0	100.0%
鳥取県	19	19	0	100.0%
島根県	19	19	0	100.0%
岡山県	27	27	0	100.0%
広島県	23	23	0	100.0%
山口県	19	19	0	100.0%
徳島県	24	24	0	100.0%
香川県	17	17	0	100.0%
愛媛県	20	20	0	100.0%
高知県	34	34	0	100.0%
福岡県	60	60	0	100.0%
佐賀県	20	20	0	100.0%
長崎県	21	21	0	100.0%
熊本県	45	45	0	100.0%
大分県	18	18	0	100.0%
宮崎県	26	26	0	100.0%
鹿児島県	43	37	6	86.0%
沖縄県	41	27	14	65.9%

※障害福祉課調べ(各都道府県を通じて集計)

※ は調達方針の策定割合が80%未満

※市町村には特別区を含む

# 市区町村の調達方針作成状況(平成29年度)

※平成29年5月31日時点

	対象市区町村	作成済み市区町村	未作成市区町村	作成割合
<b>全国計</b>	<b>1,741</b>	<b>1,219</b>	<b>522</b>	<b>70.0%</b>
北海道	179	104	75	58.1%
青森県	40	28	12	70.0%
岩手県	33	25	8	75.8%
宮城県	35	15	20	42.9%
秋田県	25	15	10	60.0%
山形県	35	35	0	100.0%
福島県	59	45	14	76.3%
茨城県	44	29	15	65.9%
栃木県	25	18	7	72.0%
群馬県	35	20	15	57.1%
埼玉県	63	51	12	81.0%
千葉県	54	28	26	51.9%
東京都	62	35	27	56.5%
神奈川県	33	22	11	66.7%
新潟県	30	18	12	60.0%
富山県	15	11	4	73.3%
石川県	19	8	11	42.1%
福井県	17	17	0	100.0%
山梨県	27	24	3	88.9%
長野県	77	67	10	87.0%
岐阜県	42	41	1	97.6%
静岡県	35	31	4	88.6%
愛知県	54	44	10	81.5%

	対象市区町村	作成済み市区町村	未作成市区町村	作成割合
三重県	29	19	10	65.5%
滋賀県	19	4	15	21.1%
京都府	26	21	5	80.8%
大阪府	43	32	11	74.4%
兵庫県	41	25	16	61.0%
奈良県	39	34	5	87.2%
和歌山県	30	23	7	76.7%
鳥取県	19	19	0	100.0%
島根県	19	11	8	57.9%
岡山県	27	22	5	81.5%
広島県	23	16	7	69.6%
山口県	19	12	7	63.2%
徳島県	24	21	3	87.5%
香川県	17	12	5	70.6%
愛媛県	20	20	0	100.0%
高知県	34	12	22	35.3%
福岡県	60	38	22	63.3%
佐賀県	20	11	9	55.0%
長崎県	21	20	1	95.2%
熊本県	45	27	18	60.0%
大分県	18	15	3	83.3%
宮崎県	26	20	6	76.9%
鹿児島県	43	33	10	76.7%
沖縄県	41	21	20	51.2%

※障害福祉課調べ(各都道府県を通じて集計)

※   は調達方針の策定割合が80%未満

※市町村には特別区を含む

## 農福連携の推進について

- 農業分野と福祉の連携(農福連携)については、
  - 多様な農作業を通じて、様々な障害者がそれぞれの特性と得意な能力に沿った多様な業務に従事することができ、障害者の働く場の拡大につながる
  - 有機農法や6次産業化等による高品質な商品の開発が障害者の所得の増加につながるなどから、就労継続支援B型事業所等における工賃水準の向上とともに、農業従事者の減少、高齢化等が課題となっている農業分野における支え手の拡大にもつながる重要な取組である。
- 厚生労働省では、平成28年度から、「農福連携による就農促進プロジェクト」に係る都道府県に対する補助予算(補助率:10/10)を確保し、
  - 障害者施設での農業技術に係る指導・助言
  - 6次産業化に向けた支援を実施するための専門家の派遣
  - 農福連携マルシェの開催
  - 農業生産者と障害者就労施設による施設外就労とのマッチング支援などの取組を支援しており、これらの支援は、地域住民との交流等にも繋がっている。
- 来年度は、全都道府県での実施が可能となるよう、2.7億円(対前年度+7千万円)の予算を確保するとともに、支援対象事業所を就労継続支援B型事業所だけでなく、就労継続支援A型事業所にも拡充する予定としており、農福連携の取組を更に支援していく予定である。
- 農福連携に係る事業を実施していない都道府県におかれては、来年度の事業実施を検討していただくようお願いする。

# 農福連携による障害者の就農促進プロジェクト

〔平成28年度予算額 106,545千円 → 平成29年度予算額 200,340千円 → 平成30年度予算案 269,310千円 差引増▲減額 +68,970千円〕

(都道府県実施数(実績)) 平成28年度:28か所→平成29年度:40か所

## 事業の趣旨

農業分野での障害者の就労を支援し、障害者の工賃水準の向上及び農業の支え手の拡大を図るとともに、障害者が地域を支え地域で活躍する社会(「1億総活躍」社会)の実現に資するため、障害者就労施設への農業に関する専門家の派遣や農福連携マルシェの開催等を支援する。

## 実施主体

都道府県  
※社会福祉法人等の民間団体へ委託して実施することも可

## 補助内容・補助率

工賃向上計画支援事業の特別事業において、「農福連携による障害者の就農促進プロジェクト」として以下の事業を実施することとし、補助率は10/10とする。

### ① 農福連携推進事業

農業に関するノウハウを有していない障害者就労施設に対し、農業技術に係る指導・助言や6次産業化に向けた支援を実施するための専門家の派遣等に係る経費を補助する。

### ② 農福連携マルシェ開催支援事業

農業に取り組む障害者就労施設による農福連携マルシェの開催に係る経費を補助する。

## <事業のスキーム>



# 農福連携による就農促進プロジェクト<sup>-72-</sup> 実施件数（平成28年度、平成29年度）

## 平成28年度

平成28年度 農福連携による障害者の 就農促進プロジェクト 実施都道府県数	うち農福連携による障害者の就農促進プロジェクト補助項目			
	(ア)農業に関する十分なノウハウを有していない障害者就労施設に対し農業の専門家の派遣等による農業技術の指導・助言	(イ)農業の専門家の派遣等による6次産業化への取組支援	(ウ)農業に取り組む障害者就労施設による農福連携マルシェの開催支援	(エ)その他
28	22	13	20	7

## 平成29年度

平成29年度より農業の専門家の派遣等による農業技術の指導・助言や6次産業化への取組支援、農福連携マルシェの開催支援に加え、好事例収集などによる障害者就労施設への意識啓発、農業生産者と障害者就労施設による施設外就労とのマッチング支援を追加

平成29年度 農福連携による障害者の 就農促進プロジェクト 実施都道府県数	うち農福連携による障害者の就農促進プロジェクト補助項目				
	(ア)農業に関する十分なノウハウを有していない障害者就労施設に対し農業の専門家の派遣等による農業技術の指導・助言	(イ)農業の専門家の派遣等による6次産業化への取組支援	(ウ)農業に取り組む障害者就労施設による農福連携マルシェの開催支援	(エ)農業に取り組んでいる障害者就労施設等の好事例を収集し、他の障害者就労施設で共有するなどの意識啓発等	(オ)農業生産者と障害者就労施設による施設外就労とのマッチング支援
40	31	17	33	13	19

# 農福連携による就農促進プロジェクト 実施都道府県の内訳（平成28年度）

	農業の専門家の派遣等による農業技術の指導・助言	六次産業化への取組支援	農福連携マルシェの開催支援	その他		農業の専門家の派遣等による農業技術の指導・助言	六次産業化への取組支援	農福連携マルシェの開催支援	その他
北海道					滋賀県	○	○		
青森県			○		京都府	○		○	○
岩手県					大阪府			○	○
宮城県	○		○		兵庫県	○		○	○
秋田県					奈良県				
山形県					和歌山県	○			
福島県	○	○	○		鳥取県			○	
茨城県					島根県	○	○		
栃木県					岡山県	○	○	○	
群馬県	○	○	○		広島県	○	○		
埼玉県	○				山口県	○		○	
千葉県				○	徳島県	○	○	○	
東京都					香川県				
神奈川県	○	○	○		愛媛県	○			○
新潟県					高知県		○	○	
富山県			○	○	福岡県				
石川県					佐賀県				
福井県	○		○		長崎県	○	○		
山梨県					熊本県	○	○	○	
長野県	○		○	○	大分県				
岐阜県					宮崎県				
静岡県	○	○	○		鹿児島県	○		○	
愛知県	○	○	○		沖縄県				
三重県					計	22	13	20	7

※平成28年度は28府県が事業実施

# 農福連携による就農促進プロジェクト<sup>-74-</sup> 実施都道府県の内訳（平成29年度）

	農業の専門家の派遣等による農業技術の指導・助言	6次産業化への取組支援	農福連携マルシェの開催支援	好事例を収集し、事業所間で共有するなどの意識啓発等	農業生産者と障害者就労施設による施設外就労とのマッチング支援		農業の専門家の派遣等による農業技術の指導・助言	6次産業化への取組支援	農福連携マルシェの開催支援	好事例を収集し、事業所間で共有するなどの意識啓発等	農業生産者と障害者就労施設による施設外就労とのマッチング支援
北海道	○		○			滋賀県	○	○			○
青森県			○			京都府	○	○	○	○	○
岩手県	○	○	○		○	大阪府			○		○
宮城県	○		○			兵庫県	○		○	○	
秋田県						奈良県					
山形県						和歌山県	○	○	○		○
福島県	○	○	○		○	鳥取県	○		○		○
茨城県						島根県	○		○	○	○
栃木県			○			岡山県	○	○	○	○	
群馬県	○	○	○		○	広島県	○				
埼玉県	○					山口県			○		
千葉県	○					徳島県	○	○	○		○
東京都						香川県					
神奈川県	○	○	○	○		愛媛県	○		○	○	○
新潟県	○		○		○	高知県		○	○		
富山県			○		○	福岡県	○		○		
石川県	○		○			佐賀県				○	
福井県	○	○	○		○	長崎県	○	○	○	○	
山梨県				○	○	熊本県	○	○	○	○	○
長野県	○		○	○	○	大分県	○				
岐阜県						宮崎県	○		○		
静岡県	○	○	○			鹿児島県	○	○	○	○	○
愛知県	○	○	○	○		沖縄県	○		○		
三重県		○	○		○	計	31	17	33	13	19

※平成29年度は40道府県が事業実施

# 農業と福祉の連携事例

- 障害者施設が、自然栽培によって付加価値の高い農作物を生産し、また、加工・販売まで手掛けること(6次産業化)によって、高い工賃水準を実現している事例もある。
- 農業分野には、多様な作業があることから、障害者の特性に応じた仕事を開発することにより、より多くの障害者の雇用・就労につながる。また、地域の農家ともつながることにより、地域活性化による地方創生も図られるものと考えられる。

## (事例1)

- 就労継続支援B型事業所として農業を行い、15名の障害者が働いており、米や100種以上の野菜などを生産、加工、販売。
- 自然栽培による有機農産物を生産することにより、通常価格以上の価格(米は3倍、その他は1.3倍で販売)。
- 障害者に支払われる工賃は、月額平均5万円と高い水準を実現(平成27年度の全国の月額平均は15,033円)。



## (事例2)

- 就労継続支援B型事業所として農業を行い、ジャガイモなどの農産物の生産・加工を行い、総菜や弁当などを販売。
- 地域の農家により、障害者に対する技術指導を実施し、農家での雇用につながった障害者もあり。
- 地域や自営の直売所において、農産物や農産加工品を販売することにより、障害者に支払われる工賃は、月額2万円を超える水準を実現。



# 農業分野における連携（障害者が農家の生産した野菜を収穫） ※香川県の例

- 県障害福祉課が、障害者就労施設の工賃向上のために、県農政部局やJ A生産者部会と連携して、農家での施設外就労を推奨。
- 現在は、県社会就労センター協議会が農家と障害者就労施設の橋渡しを実施。

## 障害者施設

- 受託作業の減少、自主製品の販売不振  
⇒収益減少、作業賃金の低下
- 室内作業は単調作業が多くストレスが溜まる

## 農業者

- 高齢化による労働力不足  
⇒栽培面積の減少
- 重量野菜の栽培減少  
⇒たまねぎ、キャベツなどの重量野菜からブロッコリーなどの軽量野菜へ作付転換

施設外就労のコーディネート

NPO法人 県社会就労センター協議会



にんにく収穫作業



たまねぎ収穫作業



ピワ袋掛け

## 障害者施設

- 工賃の向上
- 農業振興への貢献
- 農作業への関わりの喜び
- 農家からの感謝

## 農業者

- 労働力不足解消
- 重労働の解消
- 重量野菜の生産振興
- 社会福祉への貢献



キャベツ収穫作業

項目5. 病気の治療、子育て・介護と仕事の両立、障害者就労の推進

⑫ 障害者等の希望や能力を活かした就労支援の推進

【働く人の視点に立った課題】

雇用環境は改善してきているが、依然として雇用義務がある企業（50人以上）の約3割が障害者を全く雇用していない。

経営トップを含む社内理解の促進、作業内容・手順の改善等の課題を克服する必要。

就労に向けた関係行政機関等の更なる連携が必要。

福祉事業所から一般就労への移行率が20%以上の就労移行支援事業所が増加しているが、移行率が0%の事業所が3割強存在し、二極化している。

福祉事業所における利用者の賃金・工賃は十分な水準にない。

- ・就労継続支援A型事業所の平均賃金6.8万円（2015年度）
- ・就労継続支援B型事業所の平均工賃1.5万円（2015年度）

【今後の対応の方向性】

障害者等が希望や能力、適性を十分に活かし、障害の特性等に応じて最大限活躍できることが普通になる社会を目指す。このため、長期的寄り添い型支援の重点化等により、障害者雇用ゼロ企業を減らしていくとともに、福祉就労の場を障害者がやりがいをより感じられる環境に変えていく。また、特別な支援を必要とする子供について、初等中等・高等教育機関と福祉・保健・医療・労働等の関係行政機関が連携して、就学前から卒業後にわたる切れ目ない支援体制を整備する。

【具体的な施策】

（長期的寄り添い型支援の重点化）

- ・障害者雇用ゼロ企業が障害者の受入れを進めるため、実習での受入れ支援や、障害者雇用に関するノウハウを付与する研修の受講などを進める。また、障害者雇用に知見のある企業OB等の紹介・派遣を行う。

（障害者の一般就労に向けた在学中からの一貫した支援）

- ・発達障害やその可能性のある方も含め、障害の特性に応じて就労に向けて、在学中から希望・能力に応じた一貫した修学・就労の支援を行うよう、各教育段階において、教育委員会や大学と福祉、保健、医療、労働等関係行政機関、企業が連携した切れ目ない支援体制を整備し、企業とも連携したネットワークを構築する。
- ・一般就労移行後に休職した障害者について、その期間に就労系障害福祉サービスの利用を認めることを通じた、復職を支援する仕組みを創設するほか、福祉事業から一般就労への移行を推進する。
- ・聴覚に障害のある人が電話を一人でかけられるよう支援する電話リレーサービスの実施体制を構築する。また、障害者の職業生活の改善を図るための最新技術を活用した補装具の普及を図る。

（在宅就業支援制度の活用促進）

- ・障害者の在宅就業等を促進するため、在宅就業する障害者と発注企業を仲介する事業のモデル構築や、優良な仲介事業の見える化を支援するとともに、在宅就業支援制度（在宅就業障害者に仕事を発注した企業に特別調整金等を支給）の活用促進を図る。

（農業と福祉の連携強化）

- ・農業に取り組む障害者就労施設に対する6次産業化支援や耕作放棄地の積極的活用など、農福連携による障害者の就労支援について、全都道府県での実施を目指す。

施策	年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度以降	指標
長期的寄り添い型支援の重点化		企業等による初めての障害者の実習受け入れや、障害者雇用に関するノウハウを有する人材育成への支援											
		障害者雇用に知見のある企業OB等を、雇入企業に紹介・派遣						高齢・障害・求職者雇用支援機構の中期計画見直しに合わせて改善					
障害者の一般就労に向けた在学中からの一貫した支援		障害者テレワークのモデル構築（在宅）		モデル構築の実施結果を踏まえた支援措置の検討									
		（サテライト型オフィス）											
		教育委員会と福祉・労働等行政機関が連携した支援体制整備											
		2017年度までに30地域			2019年度までに94地域			連携支援体制の成果の発信・普及とともに、就労支援コーディネーターの全国展開に向けた更なる拡充			更なる支援策等の検討		
		大学等と高校・行政機関・企業が連携した支援体制のモデルとなるネットワーク構築				事業の成果を研修等を通じ全国に普及				実施状況を踏まえた更なる支援策の検討			
在宅就業支援制度の活用促進		就労後に休職した場合の就労系福祉サービス利用等給付開始				報酬改定ごとに実績を踏まえた見直し							
		電話リレーサービスの実施				実施状況を踏まえた更なる拡充の検討							
		最新技術を活用した補装具の普及				補装具の普及による障害者の就労の更なる促進							
農業と福祉の連携強化		仲介事業のモデルの構築				優良仲介事業の見える化				取組実態を踏まえて必要な制度の見直しを図り、在宅就業支援制度の活用を促進			
		各都道府県で農福連携による障害者の就労支援を推進（2018年度までに全都道府県で実施）				リパラと合わせてリハ開催				農福連携の更なる推進			

## 【ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定）（抄）】

## 4. 「介護離職ゼロ」に向けた取組の方向

## (3) 障害者、難病患者、がん患者等の活躍支援

一億総活躍社会を実現するためには、障害者、難病患者、がん患者等が、希望や能力、障害や疾病の特性等に応じて最大限活躍できる環境を整備することが必要である。このため、就職支援及び職場定着支援、治療と職業生活の両立支援、**障害者の身体面・精神面にもプラスの効果がある農福連携の推進**、ICTの活用、就労のための支援、慢性疼痛対策等に取り組むとともに、グループホームや就労支援事業等を推進する。

## 【未来投資戦略2017 —Society 5.0の実現に向けた改革— 平成29年6月9日（抄）】

## 3. 人材の育成・活用力の強化

## (2) 新たに講ずべき具体的施策

## ii) 生産性・イノベーション力の向上につながる働き方の促進

## ⑥ 障害者等の就労促進

・ 来年4月の法定雇用率の引上げや障害者雇用に関するノウハウを付与する研修の充実、キャリア教育など生涯を通じた学習の充実や関係機関の連携の促進等を通じて、障害者の希望や能力をいかした就労支援の取組を進める。また、最新技術を活用した補装具等の普及を図るとともに、**農福連携による障害者の就労支援を推進**する。

## 障害者の工賃・賃金の向上について

- 障害者が地域で自立した生活を送るための基盤として、就労支援は重要であり、一般就労を希望する方にはできる限り一般就労していただけるよう支援するとともに、一般就労が困難である方には、就労継続支援事業所での工賃・賃金の水準が向上するよう支援していくことが重要である。
- 就労継続支援B型事業所の全国の平均工賃月額(平成27年度)は、増加傾向にあるものの、15,033円となっており、障害者が自立した生活を送るためには未だ十分とは言えず、一層の工賃の向上が求められる。また、就労継続支援A型事業所の全国の平均賃金月額(平成27年度)は67,795円となっているが、減少傾向にあり、一層の増加が必要である。
- 厚生労働省では、工賃の向上を図るため、工賃向上計画支援等事業において予算補助による支援を実施してきている。今年度からは、経営改善計画書を提出している就労継続支援A型事業所に対して経営改善支援を実施する場合も、補助対象としているので、都道府県におかれては、管内の指定都市及び中核市が指定した事業所も含めて支援対象とし、事業を実施していただきたい。
- また、厚生労働省においても、工賃・賃金の一層の向上を目指す就労継続支援事業所を個別に支援し、その事例を周知・展開するモデル事業を実施する予定としている。各都道府県におかれても、引き続き障害者が地域で自立した生活が送れるよう、工賃・賃金の向上のための支援を行っていただくようお願いする。

# 就労継続支援A型 都道府県別平均賃金の比較(平成26年度、平成27年度)

(円/月額)

都道府県	平成26年度	平成27年度	伸び率
北海道	59,137	60,515	102.3%
青森県	62,276	61,181	98.2%
岩手県	66,093	71,193	107.7%
宮城県	59,873	63,011	105.2%
秋田県	60,339	65,233	108.1%
山形県	66,477	63,996	96.3%
福島県	60,700	69,186	114.0%
茨城県	101,559	90,677	89.3%
栃木県	60,112	62,774	104.4%
群馬県	69,016	69,990	101.4%
埼玉県	77,462	71,648	92.5%
千葉県	63,191	65,129	103.1%
東京都	95,462	93,992	98.5%
神奈川県	73,554	79,313	107.8%
新潟県	58,421	62,006	106.1%
富山県	55,518	58,587	105.5%
石川県	61,321	64,524	105.2%
福井県	75,211	76,006	101.1%
山梨県	57,329	65,733	114.7%
長野県	76,714	80,977	105.6%
岐阜県	67,379	70,752	105.0%
静岡県	66,286	67,415	101.7%
愛知県	70,847	60,493	85.4%
三重県	63,420	66,280	104.5%

都道府県	平成26年度	平成27年度	伸び率
滋賀県	88,424	84,675	95.8%
京都府	83,465	87,558	104.9%
大阪府	33,008	48,508	147.0%
兵庫県	79,478	79,481	100.0%
奈良県	70,397	68,764	97.7%
和歌山県	88,806	90,790	102.2%
鳥取県	77,465	80,529	104.0%
島根県	82,438	82,238	99.8%
岡山県	68,649	72,017	104.9%
広島県	91,599	86,780	94.7%
山口県	76,974	77,741	101.0%
徳島県	57,493	59,700	103.8%
香川県	64,631	66,064	102.2%
愛媛県	61,144	62,693	102.5%
高知県	73,470	76,642	104.3%
福岡県	66,759	68,629	102.8%
佐賀県	83,360	83,611	100.3%
長崎県	77,786	79,068	101.6%
熊本県	60,904	62,485	102.6%
大分県	75,911	77,881	102.6%
宮崎県	54,467	57,595	105.7%
鹿児島県	60,846	59,801	98.3%
沖縄県	68,560	61,972	90.4%
全国平均	66,412	67,795	102.1%

(注) 就労継続支援A型事業所の平均

【出典】工賃実績調査(厚生労働省調べ)

# 就労継続支援B型 都道府県別平均工賃の比較(平成26年度、平成27年度)

(円/月額)

都道府県	平成26年度	平成27年度	伸び率
北海道	18,108	17,494	96.6%
青森県	12,688	13,131	103.5%
岩手県	18,610	18,713	100.6%
宮城県	18,186	18,643	102.5%
秋田県	14,273	14,593	102.2%
山形県	11,476	11,598	101.1%
福島県	13,571	14,206	104.7%
茨城県	11,465	11,810	103.0%
栃木県	15,451	15,727	101.8%
群馬県	16,979	17,082	100.6%
埼玉県	13,950	14,189	101.7%
千葉県	13,150	13,660	103.9%
東京都	14,935	15,086	101.0%
神奈川県	13,709	13,704	100.0%
新潟県	14,128	14,378	101.8%
富山県	14,546	14,808	101.8%
石川県	15,857	16,152	101.9%
福井県	20,501	20,796	101.4%
山梨県	15,230	15,296	100.4%
長野県	14,333	14,591	101.8%
岐阜県	12,955	13,166	101.6%
静岡県	14,363	14,818	103.2%
愛知県	15,917	15,041	94.5%
三重県	12,950	13,611	105.1%

都道府県	平成26年度	平成27年度	伸び率
滋賀県	17,987	18,176	101.1%
京都府	15,669	16,505	105.3%
大阪府	10,763	11,190	104.0%
兵庫県	13,608	13,735	100.9%
奈良県	14,335	14,964	104.4%
和歌山県	16,169	16,198	100.2%
鳥取県	17,179	16,810	97.9%
島根県	18,173	18,244	100.4%
岡山県	12,873	13,254	103.0%
広島県	15,644	15,939	101.9%
山口県	16,305	16,238	99.6%
徳島県	20,388	20,495	100.5%
香川県	13,938	14,432	103.5%
愛媛県	15,578	16,204	104.0%
高知県	19,034	19,222	101.0%
福岡県	13,392	13,485	100.7%
佐賀県	17,065	17,817	104.4%
長崎県	14,664	15,255	104.0%
熊本県	14,042	13,886	98.9%
大分県	16,134	16,237	100.6%
宮崎県	16,142	16,867	104.5%
鹿児島県	14,582	15,024	103.0%
沖縄県	14,166	14,455	102.0%
全国平均	14,838	15,033	101.3%

(注) 就労継続支援B型事業所の平均

【出典】工賃実績調査(厚生労働省調べ)

# 工賃向上計画支援等事業の概要(平成30年度)

平成29年度予算額 308,843千円	→	平成30年度予算案 359,513千円 (地域生活支援促進事業)	差引増▲減額 +50,670千円
------------------------	---	--	---------------------

## 事業目的

就労継続支援B型事業所等の利用者の工賃向上等を図るため、事業所に対する経営改善や商品開発等に対する支援、共同受注窓口による情報提供体制の整備及び在宅障害者に対するICTを活用した就業支援体制を構築するためのモデル事業等を実施する。

## 事業の実施主体

- 都道府県(基本事業及び特別事業の①及び②)
- 都道府県(社会福祉法人やNPO法人等の民間団体の取組に補助する場合にその費用を負担)(特別事業の③)

### 基本事業(補助率:1/2)

#### ①経営力育成支援

- 事業所の経営力育成・強化に向け、専門家等による効果的な工賃向上計画の策定や管理者の意識向上のための支援を実施

#### ②品質向上支援

- 事業所が提供する物品等の品質向上に向け、共同受注窓口と専門家等の連携による技術指導や品質管理に係る助言等の支援を実施

#### ③事業所職員の人材育成支援

- 事業所の職員を対象に、商品開発や販売戦略、生産活動への企業的手法の導入などに係る研修会を開催

### 特別事業(補助率:10/10)

#### ①共同受注窓口の情報提供体制の構築支援

- 共同受注窓口による事業所が提供する物品等の情報提供体制を確立するための支援を実施

#### ②農福連携による就農促進プロジェクト

- 専門家を派遣することによる農業技術に係る指導や6次産業化に向けた支援、農業に取り組む事業所によるマルシェの開催支援を実施

### 特別事業(負担割合:国1/2、都道府県1/2)

#### ③在宅就業の支援体制の構築(モデル事業)

- 在宅障害者に対する仕事の発注の開拓、企業から発注される仕事とのマッチング等のICTを活用した就業支援体制を構築するモデル事業に対して補助する場合にその費用を負担

# 工賃等向上に向けた全国的支援体制構築モデル事業

平成29年度予算額 0千円	→	平成30年度予算案 11,741千円 (保健福祉調査委託費)	差引増▲減額 +11,741千円
------------------	---	--------------------------------------	---------------------

## 事業目的

都道府県域を超えた工賃倍増等へ取組実績がある法人が、全国の工賃等向上の事例を収集し整理するとともに、全国展開を図るために、こうした事例を用いた経営改善支援を工賃向上計画支援等事業の基本事業とも連携して実施することで、工賃等の一層の向上を目指す就労継続支援事業所を全国レベルで支援する事業をモデル的に実施する。

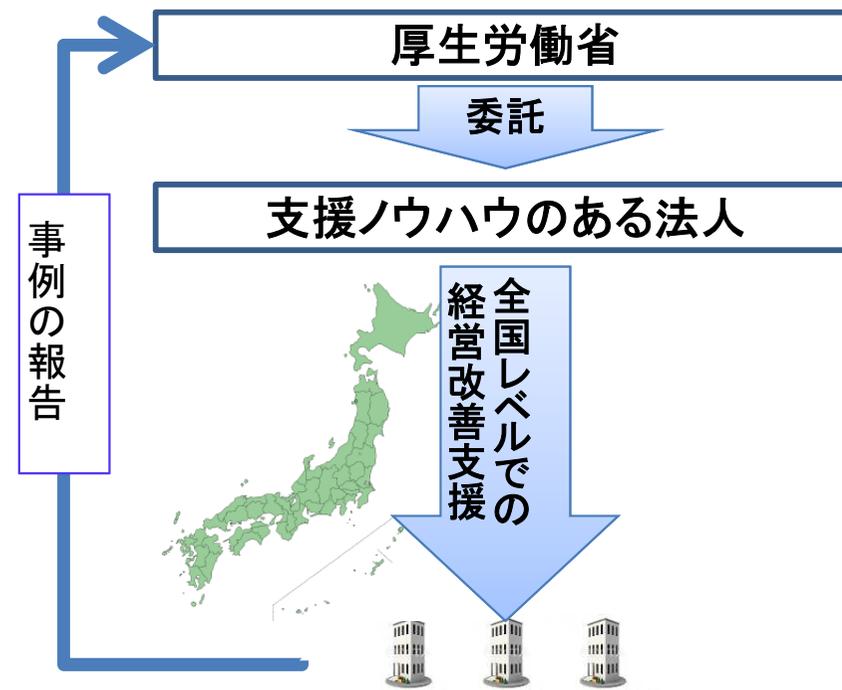
## 実施主体

○社会福祉法人、NPO法人、民法法人等

## 事業内容

- 全国レベルでの工賃等の一層の向上を目指すため、以下の事業を実施する。
- ① 受託法人として支援を実施した結果、工賃倍増等につながっている事例の整理
  - ② 事例について、全国レベルでの周知・展開
  - ③ 工賃向上計画支援等事業の基本事業とも連携した全国レベルでの経営改善等支援の実施
  - ④ 経営改善等支援を実施した結果、工賃倍増等につながった事例の国への報告

## <事業のスキーム>



## (5) 相談支援の充実等について

### 相談支援の充実等について①

#### 【相談支援事業の実施状況等の調査結果について ・ 調査結果等を踏まえた留意事項について】

- 平成29年9月末時点における障害福祉サービス利用者における計画の作成割合は、計画相談支援が98.5%、障害児相談支援が99.5%となっているが、一部の地方自治体では低調な状況にあり、法律に基づく適正な支給決定プロセスが確保されるよう、速やかに相談支援体制の整備を図られたい。
- また、セルフプランについては、相談支援事業者によるモニタリングが行われず、適切なサービス利用に向けたきめ細かな継続的支援が提供されない恐れがあるため、市町村において、以下の取組を行うよう図られたい。
  - ① セルフプランを作成している者への意向調査を行うことにより、相談支援専門員によるケアマネジメントを希望する者の有無等を把握すること
  - ② 計画相談支援を提供する体制が十分でないためセルフプランを作成している者が多い市町村については、体制整備のための計画を作成すること
  - ③ セルフプランにより支給決定されている事例について、基幹相談支援センター等による事例検討において一定数を検証すること
- 指定相談支援事業所及び相談支援専門員については、平成25年度から着実に増加しているが、手厚い体制が整えられている事業所は少ない状況である(平成29年4月時点の特定事業所加算適用事業所は、全体の5%に留まる)。必要に応じて管内の相談支援事業所に対し、支援体制の充実を促すとともに、特定事業所加算の適用などを通じて体制強化を図られたい。
- 基幹相談支援センターについては、全国の3割の市町村においてのみ設置されている状況であるが、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関であり、相談支援事業者に対する専門的な指導・助言や人材育成の支援を行うことも期待されている。都道府県においては、市町村に対し設置に向けた助言や調整に努められたい。

## 相談支援の充実等について②

### 【主任相談支援専門員の創設等について】

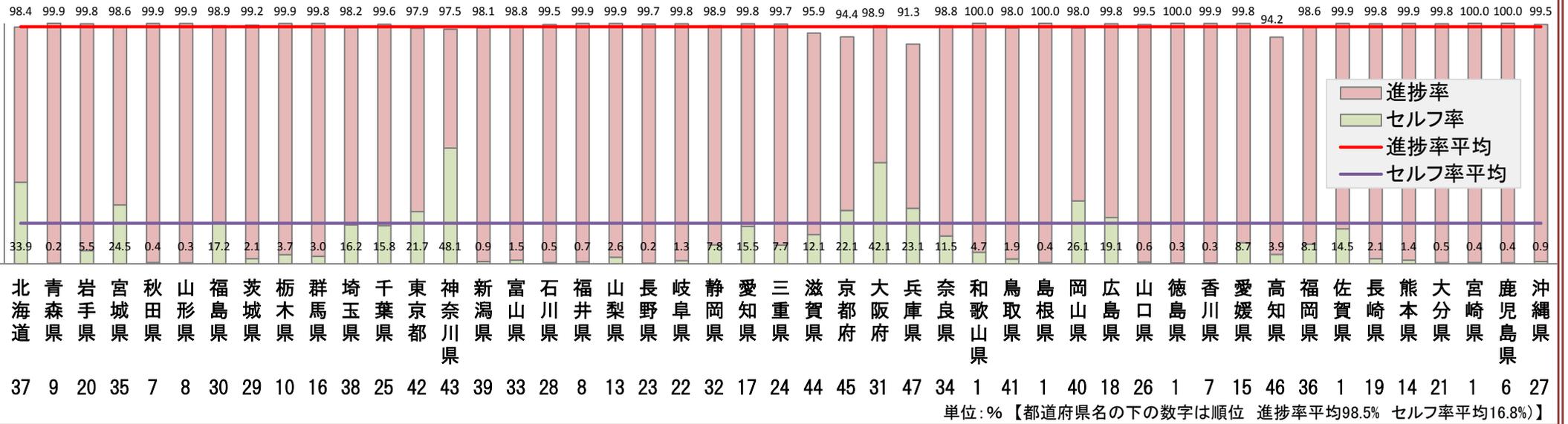
- 基幹相談支援センター等において、地域づくりや人材育成等の地域における相談支援の指導的役割を担う主任相談支援専門員を平成30年度より創設する。
- 創設する主任相談支援専門員の養成研修については、平成30年度と31年度は国が実施し(主任相談支援専門員養成研修等事業)、各都道府県においては、平成31年度以降に順次体制が整い次第実施いただく予定である。
- また、主任相談支援専門員の主な配置先となる基幹相談支援センターの設置促進を図るため、事例の収集・整理・分析を行い、今後新たに設置する際に参考となる手引きの作成等を行う予定である。

### 【サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の猶予措置について】

- サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者については、所定の研修を修了することが要件となっているが、「事業の開始後1年間は、実務経験者については研修を修了しているとみなす」旨の猶予措置が設定されている(平成30年3月末まで)。
- 障害福祉サービス等の質の向上に向け、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修の改定を平成31年度に予定していることから、上記の猶予措置について平成31年3月末まで延長する。

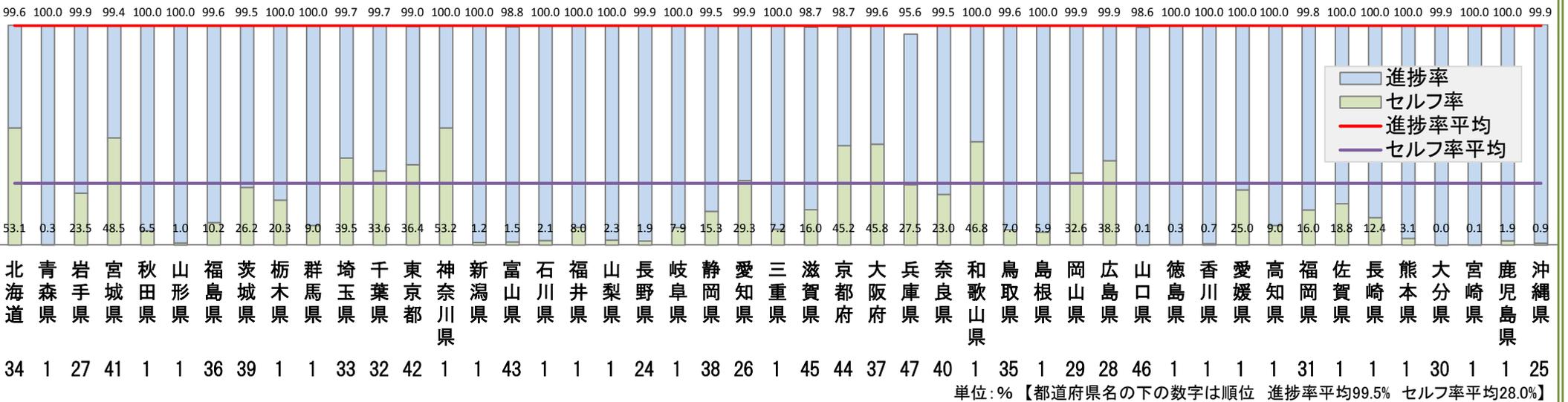
# 計画相談支援 関連データ (都道府県別：実績)

## ○ 都道府県別 計画相談支援実績 (H29.9：厚生労働省調べ)



↑ 同月の障害福祉サービス・地域相談支援の利用者のうち既にサービス等利用計画を作成しているものの割合

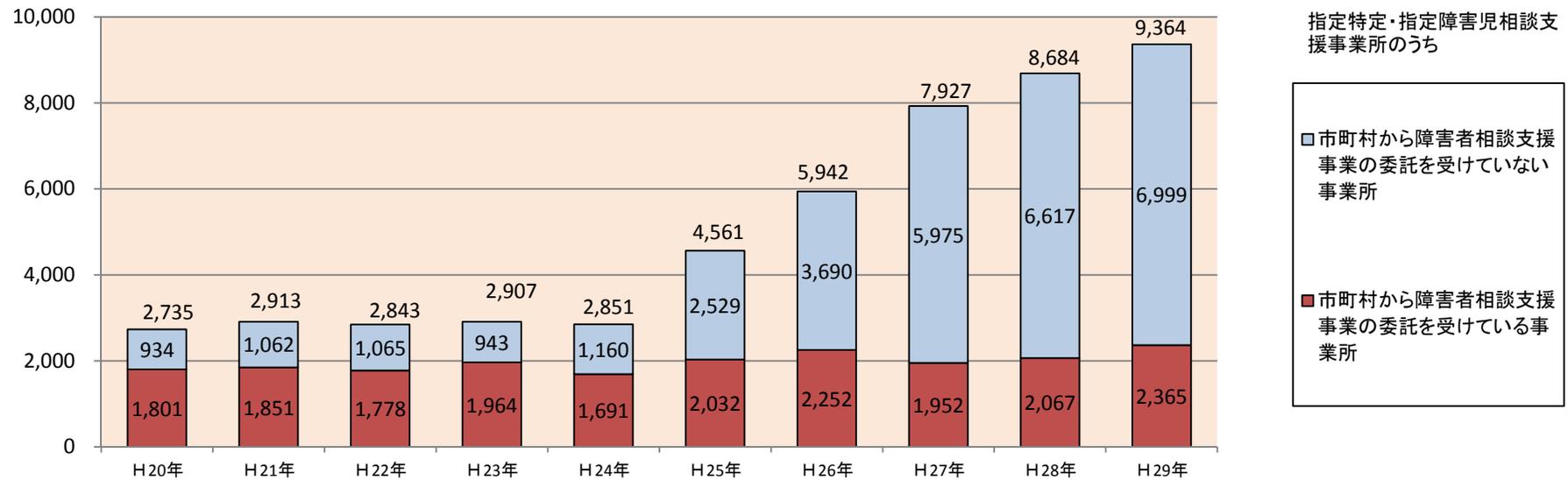
## ○ 都道府県別 障害児相談支援実績 (H29.9：厚生労働省調べ)



↑ 同月の障害児通所支援の利用者のうち既に障害児支援利用計画を作成しているものの割合

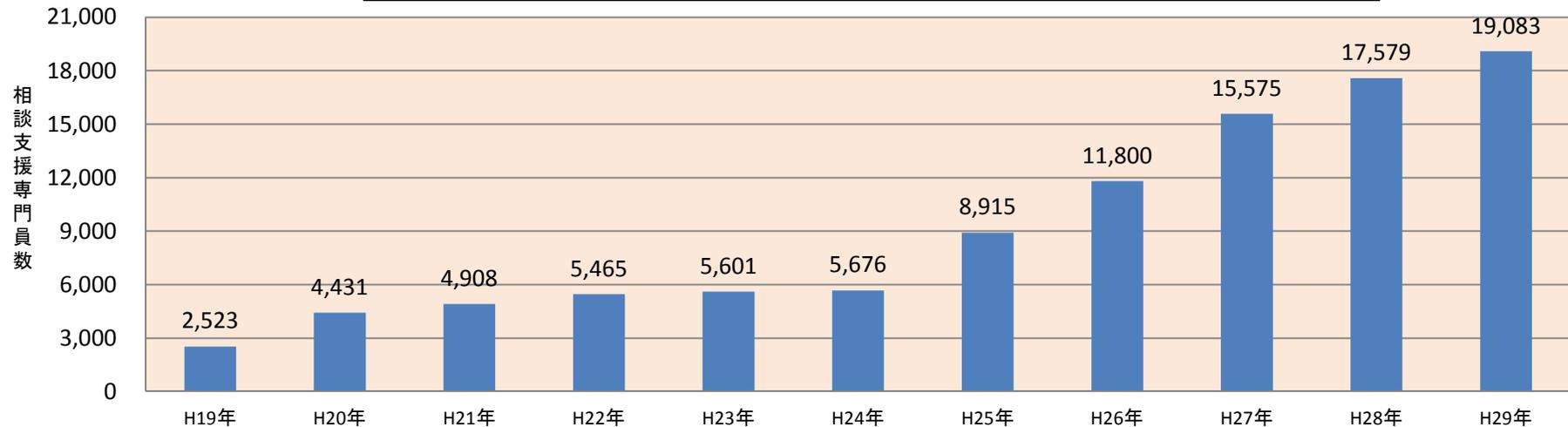
# 指定相談支援事業所と相談支援専門員について

## 指定特定・指定障害児相談支援事業所数(経年比較)



※H23年度以前のデータは、指定相談支援事業所数  
 ※H23年4月1日の指定相談支援事業所数は、被災3県を除くデータ。

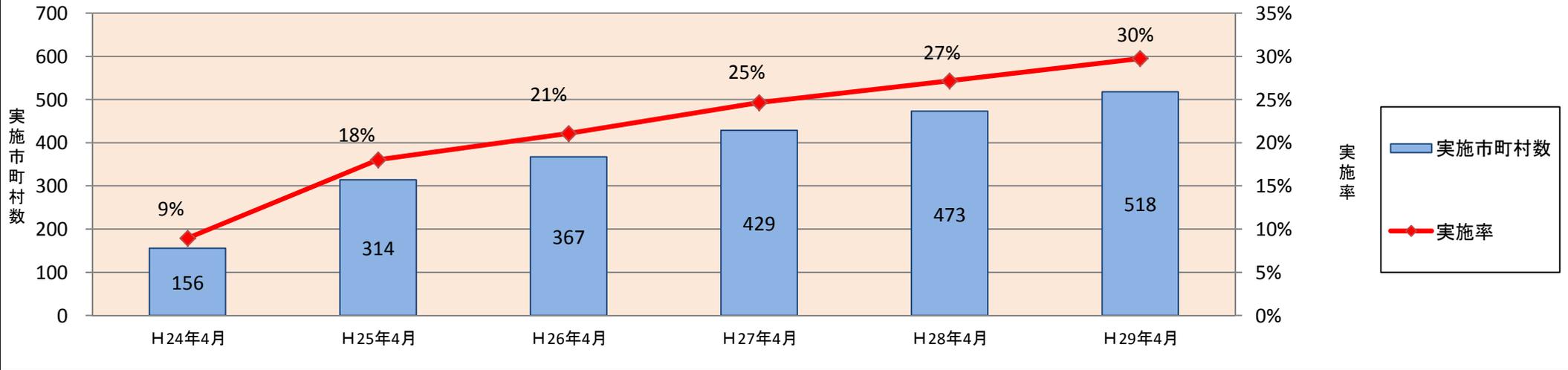
## 指定特定・指定障害児相談支援事業所に配置されている相談支援専門員の人数(経年比)



※H23年度以前のデータは、指定相談支援事業所に配置されている相談支援専門員の人数。  
 ※H23年4月1日の相談支援専門員の人数は、被災3県を除くデータ。  
 ※指定特定・指定障害児相談支援事業所の指定以外に、指定一般相談支援事業所の指定も併せて受けている場合、指定一般相談支援事業所の相談支援の業務に従事する相談支援専門員の人数も含めて計上している。

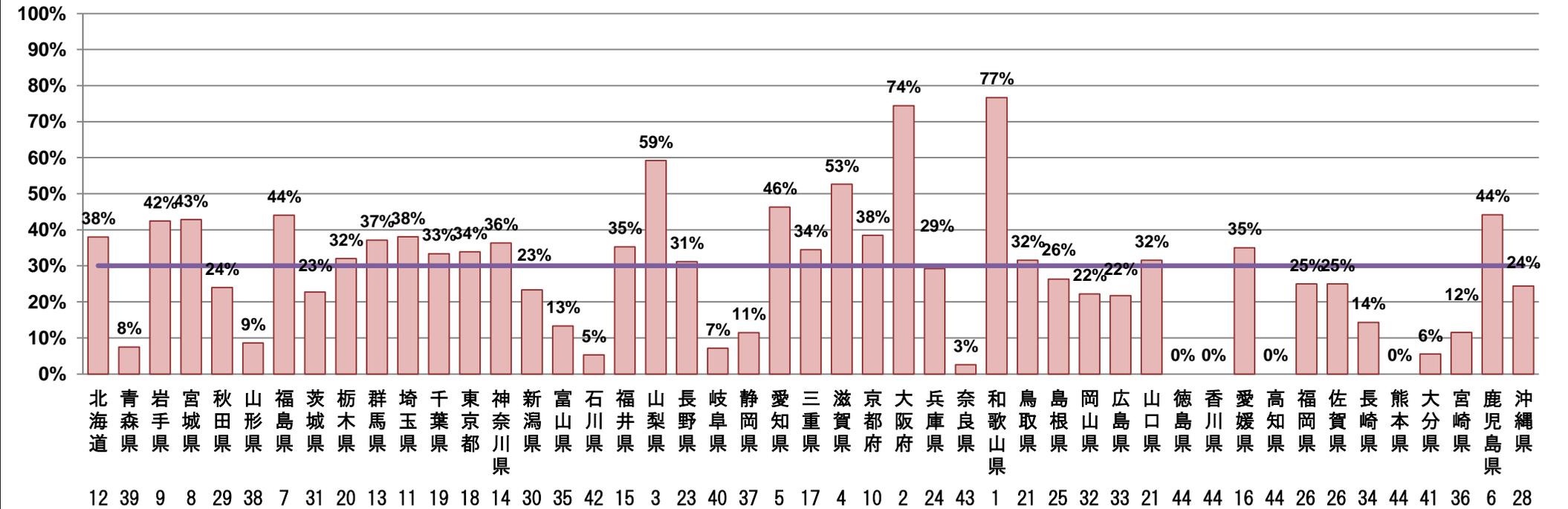
# 基幹相談支援センターの設置状況について

基幹相談支援センターの設置状況(経年比較)



基幹相談支援センターの設置率(H29.4時点)

【設置率の全国平均30%】



# 主任相談支援専門員養成研修等事業について

平成30年度予算額案 13,766千円(新規)

## 概要

地域における相談支援等の指導的役割を果たす主任相談支援専門員を養成するための研修を実施するとともに、主な配置先となる基幹相談支援センターの設置促進を図るための方策の検討等を行う。

## 事業内容等

### 【事業内容】

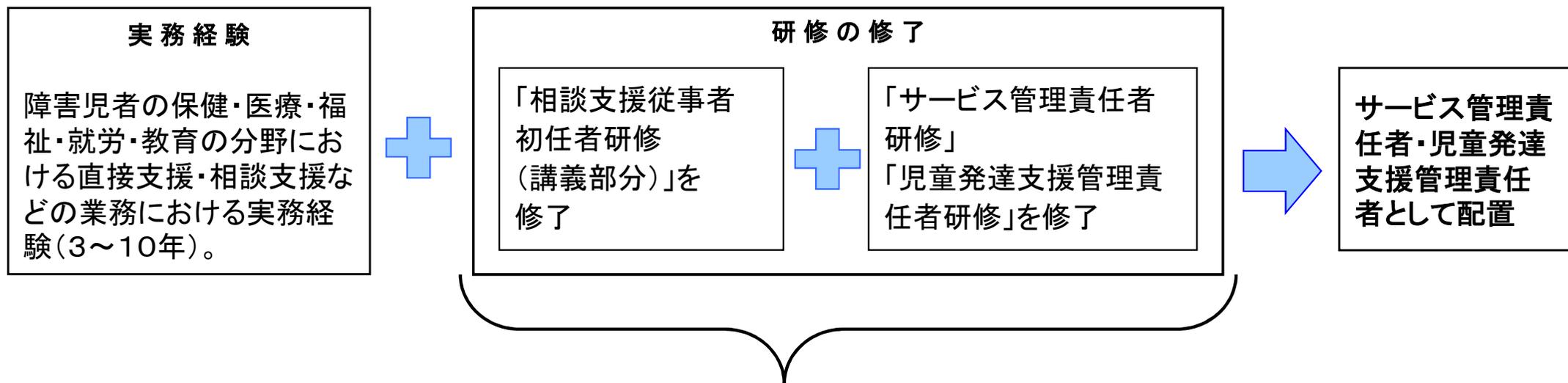
- ・主任相談支援専門員養成研修の実施及びテキスト案の作成
- ・基幹相談支援センター設置促進の方策の検討
- ・基幹相談支援センターにおける取組の好事例を収集、具体的な取組方法等を整理・分析した手引き等の作成

【実施主体】 国(民間団体へ委託予定)

(参考)

事業	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
1. 主任相談支援専門員養成関係	・制度創設の準備	・主任相談支援専門員養成テキストの作成	・国による養成実施	・都道府県による養成開始
2. 基幹相談支援センター設置促進関係		・取り組みの好事例の収集、具体的な取り組み方法等の整理分析による設置運営のための手引きの作成		・市町村において手引きも活用し、センターの設置を促進

# サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の要件



(平成30年度以前の取扱い)

**【サービス管理責任者管・児童発達支援管理責任者共通】**

- 事業の開始後1年間は、実務経験者であるものについて、研修を修了しているものとみなす。**(平成30年3月31日廃止)**
- やむを得ない事由によりサービス管理責任者が欠けた場合は、1年間は実務経験者であるものについては、研修を修了しているものとみなす。

(平成30年度以降の取扱い)

**【サービス管理責任者管・児童発達支援管理責任者共通】**

- 事業の開始後1年間は、実務経験者であるものについて、研修を修了しているものとみなす。**(平成31年3月31日廃止)**
- やむを得ない事由によりサービス管理責任者が欠けた場合は、1年間は実務経験者であるものについては、研修を修了しているものとみなす。